

令和2年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年4月23日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年4月23日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第39号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

2 報 告 事 項

- (1) 高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議の提言について
- (2) 令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について
- (3) 令和元年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成31年度条件付採用教員の任用について
- (4) I C T を活用したオンライン教育の推進について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	小池潔
教育監	宇田剛
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
企画調整担当部長	岩野恵子
特別支援教育推進担当部長	高木敦子
教育改革推進担当部長	藤井大輔
教育政策担当部長	小原昌
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第8回定例会を開会いたします。

本日は、TBSほか5社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。またTBSほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可をいたします。入室をお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員をお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 前々回3月19日の臨時会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、3月19日の臨時会の議事録については承認いただきました。

3月22日の臨時会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

議案

第39号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは、第39号議案、「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について」の説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いを申し上げます。

【特別支援教育推進担当部長】 第39号議案、「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について」御説明を申し上げます。

議案資料を御覧ください。記書きの「1 改正内容」でございます。

東京都立水元特別支援学校につきましては、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づく、改築工事のため、現在、仮設校舎に一時的に移転しておりますが、新校舎の工事完了に伴いまして、同校の位置を変更するものでございます。

条例の別表、特別支援学校の部、東京都立水元特別支援学校の項の位置を、葛飾区西水元五丁目2番1号に改めます。

学校の概要につきまして、別紙を御覧ください。

同校は、小学部、中学部を設置する、知的障害特別支援学校で、本年4月1日現在、56学級、266人の児童・生徒を擁しており、新校舎の供用開始は、令和2年9月1日を予定しております。

そのほか、施設計画などは御覧のとおりでございます。

恐れ入りますが、議案資料にお戻りください。

「2 都議会に付議する時期」につきましては、令和2年第2回東京都議会定例会に付議するものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和2年9月1日から施行したいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

【北村委員】 今は仮校舎で、今度完成したということで戻るわけですが、特に、特別支援学校ということですので、通常の学校でも当然ですが、子供たちが新しい通学路を歩いて、あるいは、通学方法等で、危ないところがないように、より一層指導すると同時に、きちんとした見守り等、徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。承知いたしました。

今、仮校舎は、旧校舎から9分ぐらいといったところにございますが、また改めて指導してまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見等がございませぬようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございませぬか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。

では、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

(1) 高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議の提言について

【教育長】 次に、報告事項「(1) 高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議の提言について」の説明を、教育改革推進担当部長からお願い申し上げます。

【教育改革推進担当部長】 それでは、報告事項(1)「高度 I T 社会に相応しい創造へつなぐ、未来志向の工業高校の実現に向けて 高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議 提言 (概要)」について、御説明いたします。タブレット資料を御覧いただければと思います。

都立工業高校につきましては、「都立高校改革推進計画新実施計画第二次」に基づき、将来の工業高校の在り方について検討するため、令和元年12月に、学識経験者や企業関係者、保護者などから構成されます「高度 I T 社会の工業高校に関する有識者会議」を設置いたしまして、社会状況や産業構造の変化等を踏まえ、高度 I T 社会における工業教育の改善、充実の方向性について、幅広い視点から議論を行ってまいりました。

具体的には、Society 5.0に向けた工業教育の在り方について、実現のための必要な変革の視点について、大きく2点について御議論いただきました。

タブレット資料の1ページ目に、今申しました1点目を、2ページ目には、2点目を記載しております。

本日は、この有識者会議において取りまとめました提言につきまして、タブレット資料概要版に基づきまして御説明いたします。

まず、第1章でございますが、Society 5.0に向けた工業教育の在り方について、「Society 5.0に向けた工業教育の変革」としてまとめております。

具体的には、「(1) 社会状況の変化」の中において、「(2) 都立工業高校において育成すべき人材像・役割」、「(3) 都立工業高校において育成する素養等」について、御議論を賜り、まとめたものでございます。

「(1) 社会状況の変化」では、Society 5.0の到来や、世界と東京のボーダーレス化が進み、課題が複雑化・多様化している中において、技術の力をもって課題を解決する力が必要であり、そのために、創造力やITスキル等を駆使できるエンジニアが必要であると示しております。

このようなエンジニアを育成するに当たりましては、

「(2) 都立工業高校において育成すべき人材像・役割」について、「人材像」として、ものづくりや技術の進歩を楽しむとともに、人のためになる創造的な活動で課題を解決しようとしたり、新しい価値を生み出そうとしたりする人材を、そして、「工業高校の役割」として、技術で人々の暮らしを豊かにするエンジニアとしての素地を育成する役割を担うべきであるとしております。

「(3) 都立工業高校において育成する素養等」では、都立工業高校において育成する素養として、「基礎的な素養」と「専門性」を挙げております。

社会状況の変化のスピードが、これまでも増して速くなることが予想される社会では、新しい知識、技術が短期間で絶え間なく生み出されており、工業高校においては、生徒が将来にわたり学び続けていく基礎を築いていくことが必要であるとしております。

工業高校で育成する「基礎的な素養」を、「基礎学力」と「ヒューマンスキル」とし、「ヒューマンスキル」については、生徒が将来、エンジニアとして社会で活躍していくために必要な力であり、好奇心や探究心を持って、主体的に取り組む力などの「学び続ける力」、自分の意見を表現する力やコミュニケーション能力などの「チームで働く力」、問いかける力や課題を発見する力などの「考える力」を指しております。

それらの基礎的な素養とともに必要な能力とし、工業高校で学べる「専門性」として、「ものづくりの基盤となる基本的技術」や、これからの高度IT社会の中で重要性が増していく「基礎的IT/データスキル」としております。

そして、工業高校を卒業後、就職又は大学や専門学校に進学し、その中で、高度な専門

性を養うとしており、工業高校では、そのための基盤となる基礎、基本を確実に身に付けることを重要としております。

次に、2ページでございます。

「第2章 工業教育の変革に必要な視点」では、第1章で示された、都立工業高校で育成すべき人材像・役割を踏まえ、工業高校の変革に必要な視点を具体的に示しております。

まず、工業高校に望まれる姿として、「企業、研究機関等と連携し、好奇心、探究心が豊かな生徒から選ばれ、“ものづくりの楽しさ”を実感できる学校へ」としております。

どういう物や製品があれば、できないことができるようになるのか、未来社会を実現できるのかなど、本来、小さな子供たちが自然に思い、発想する、そういう子供の力を伸ばせる、そして、子供から選ばれる学校の姿を想定しております。

この学校の姿を実現するための視点として、以下の4点を挙げております。

「視点1」から「視点3」は、1ページ目の、「工業高校で育成する素養等」とリンクしております。

まず、「視点1」は、「ヒューマンスキル」を学ぶための視点でございます。

「『学び続ける力』の育成」として、「何のためのものづくりなのか」「誰のためのものづくりなのか」など、目的意識を明確にし、社会的意義を理解させ、ものづくりの楽しさを実感させることが重要であるとしております。

そのために、ベンチャー企業等の経営者から、起業や創業について学ぶ機会を設けたり、最先端の技術に触れる機会を創出したりするなど、技術を学ぶモチベーションを高めることが必要であるとしております。

次に、「『チームで働く力』の育成」として、技術が高度化・多様化している時代において、1人のエンジニアがあらゆることに対応することが困難であり、チームで協働して対応していくことが必要となっております。

「チームで働く力」を養うために、工業高校の教育において、課題解決型の学習をグループで取り組ませることが必要としております。

次に、「『考える力』の育成」として、これからのものづくりは、「人に優しい」というコンセプトの下、人間の使い勝手を中心とした設計やデザイン思考を働かせるために、必要な課題を発見する力や、新しい価値を創造する力を育成すべきとしております。

企業の開発担当者などから、直接指導を受けるなど、実社会につながる外部人材と連携

することは、製品開発などの過程を学ぶことができ、考える力を育成する上で有効であるとしております。

右にまいりまして、「視点2」です。こちらは、「ものづくりの基盤となる基本的技術」の育成についてでございます。

基本的技術を習得し、それを定着させるためには、資格取得やコンテストへの参加を奨励すべきとしております。

また、ISOなど、国際標準規格の存在と意義を概括的に理解していくことは、ものづくりにおける品質管理や品質保証、環境への意識を高めることに役立てるということで、有意義であるとしております。

「視点3」は、「基礎的IT・データスキル」の育成についてでございます。

Society 5.0では、ものづくりにIT技術を活用して、新たな製品やサービスを生み出していくことが求められております。そのため、全ての工業高校生に、プログラミングや情報セキュリティなどの基礎的なIT・データスキルを身に付けさせることが重要としております。

また、ITの専門性を高めたい生徒に対しては、大学や専門学校の高度な学びにつなげられるよう、充実した教育内容や教育環境を提供することが必要であるとしております。

続きまして、「視点4」でございます。こちらは、「工業高校の魅力強化・発信」していくための視点でございます。

より多くの中学生が、工業高校に進学したいと思っていただくためには、日頃から、中学校や地域との連携を大切にし、高校から積極的なPR活動が必要であるとしております。

地域の方々などが、気軽に工業高校の校門をくぐるよう、例えば、工業高校の生徒が運営する、電気製品等の修理屋さんを設けたり、夏休みの自由研究を生徒が手助けしたりするなど、地域に親しまれる工業高校が望まれるとしております。

また、イメージ戦略の一つとして、学校名の変更も出ており、これにつきましては、教育内容の改善、充実の実態を伴う必要があるというふうな指摘をしております。

最後に、工業高校において、生徒に、時代に即した技術を教えていくためには、教員自らが、技術に関する情報を収集し、絶えず知識や技術を向上させていくことも必要であるとしております。

ただいま御説明いたしました提言の概要については、有識者会議の委員の意見をまとめ

たものでございます。

最後に、繰り返しになりますが、この有識者会議の提言は、大学の先生や企業の経営者など、外部の方々によってのみ構成されている会議の提言でございます。

そのため、今後、この提言を踏まえまして、都教育委員会として、工業高校改革の具体的な施策の方向性を検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【遠藤委員】 ここに書いてあることは、もうそのとおりだと思います。ただ、今後の日本の社会構造、あるいは、産業構造、あるいは、今、目の前に起こっているコロナ問題、ポストコロナ後の日本の社会、あるいは、世界の経済がどうなるのか、そうした諸々のことを考えた場合、このとおりのことが実現されていくと、非常に結構なことだと思いますし、また、必要なことだと思います。

でも、工業高校にこうした人材をどのように導いていくか、その具体策をしっかりと考えていかなければいけないと思います。

なぜ今、工業高校について競争倍率が1に満たないところも多いとか、いろいろなことが言われているのか、工業高校について何が問題なのかということ。

今の御説明では、産業界等の有識者の話で、学校サイドからの委員とか、あるいは、父母といいますか、保護者の視点というものが抜けていて、なぜ工業高校に子供たちが魅力を感じて受検をしないのかという視点をしっかりと考えていかないと、これは絵に描いた餅になってしまうと思います。

本当に魅力ある工業高校にしていかなければいけない、そして、そこで学んだ子供たちが、これからの日本の社会を支えていくために、本当に大切なことだと思います。

そのために必要なことというのは、2点あると思います。一つは、出口の問題で、もう一つは入り口の問題です。

入り口は何かというと、「出口でこういう魅力あることが描かれていますよ」「こういうことが実現しますよ」ということと同時に、「工業高校で学ぶとこういう特典がありますよ」と。

これは、先進国の中にモデルがありますよね。ドイツのマイスター制度ということ。こ

れは、ドイツでは4年制大学に行くよりは、例えば、こういうものづくり等に関心のある子供たちをマイスター制度の下に、思い切り奨学金を与えて、そして、中学、高校レベルから、無償でもって教育していくというようなことが行われています。

こうしたドイツのマイスター制度といったようなものも、一つ、これからの工業高校を考えていく上で、視点に入れていかなければいけないのではないかと。

それから、もう一つは、出口の問題です。ここにもありますように、「工業高校を出たら、社会にこれだけの受け皿がありますよ」ということが、明確に打ち出されるということとです。

私は、戦後育ちなものですから、戦後の日本、特に首都圏の工業を支えていたのは、工業高校出身の、我々の仲間たちですよね。それは、ベースになる受け皿があったのです。下町、あるいは、京浜、あるいは、京葉工業地帯の多くの企業が、受け皿として工業高校の子供たちを受け入れて行って、きちんとして生活基盤を作っていたのです。

しかしながら、御案内のように、首都圏に今は、そうした工業高校の受け皿になるような企業が、公害問題等でもってどんどん抜けて行ってしまった。そういう中で、「工業高校を出ても、きちんとした受け皿がないじゃないか」ということが、工業高校衰退の一つの理由だったと思います。

その辺のこともしっかりと、その出口問題も頭の中に入れておくべきではないかなと。

前にもお話したかと思いますが、岩手県の北上という町があります。ここは、東京の下町の企業、工場たちが、北上の工業団地に大挙して移っていったと。そして、その受け皿としてといますか、子供たちは、岩手とか秋田の工業高校、今でも立派な工業高校がたくさんあります。そこの出身者が、元東京の下町の工業地帯を支えた北上の企業に入っていて、北上の工業団地を支えている。

それが、今後どう展開していくかということですが、この東京の都立工業高校の将来とすることを、こういう形で考えるのならば、その入り口と出口のところを根本的に、しっかり考えないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと。

特に入り口のところについては、抜本的にこういう技術者、工業高校で学ぶ子供たちに対する経済的支援も含めて、そうした制度改革も併せて考えていかなければいけないのではないかと思います。

これは、議論としてお話をしたということです。以上でございます。

【教育長】 有識者会議の構成メンバーについて補足はありますか。

【教育改革推進担当部長】 机上に冊子がございますが、そちらの最後のページに、構成メンバーを掲載してございます。

今、入り口と出口の問題がございました。特に、入り口については、ものづくりの好きな生徒が、将来、技術者として高い志を持って入ってくるということが、まず大事だと思っています。

そういった中で、やはり、中学校の先生ですとか保護者、ひいては、社会全体に、工業高校がどういう成果を出しているのかですとか、卒業生がどういうふうになっていっているのかですとか、ロールモデルですね、それを広くアピールして、「工業高校に入ると、こういう将来があるんだ」と。

「その将来というのは、日本の経済の中でどういう位置付けになっているのか。どういう役目をしているのか。」そういうことをきちんとアピールする。

それから、工業高校は、実は、自主性を伴う教育活動でございます。普通高校とは違います。

そういった、社会課題解決に向けた学習実践などを、広く周知しながら、「工業高校を出ると、こういうふう将来になっていきます」「こういうふう日本経済のために役立っているんです」ということを、力強くアピールするようなことを設けていきたいと思っております。

また、出口については、基本的には、これから大学や企業といったところと連携を作りながら、東京都の方には、「デュアルシステム」等がございますが、そういったものも強く打ち出していきたいと思えます。

また、経済的なこともお話がありましたが、そういうことも視野に入れながら、今後議論を深めていければいいと思っております。

【宮崎委員】 おそらく、この議論を行っていたのは、今の新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態になる前のことだと思うのです。

今、この事態になってからは、好むと好まざるとにかかわらず、遠隔で授業を行ったり、会議もWeb会議であったり、ネットワークというバーチャル空間を使いこなさないと生きていけないという時代になっています。

多分、この事態が終息した後に、日常生活が戻ってくるとしたら、それ以前の生活がそ

のまま戻ってはこない。

最近は、「ニューノーマル」というような言葉も、世界で出てきているのですが、新たな段階に、人類そのものが進むだろうと思います。

そうすると、工業高校のSociety 5.0とかITとかいうものも、世の中がもう次の段階に行こうとしているところではないか。

ネットワークの中などで教育を行ったりしていますと、社会全体をどう造るか。

この報告書の中には、「倫理」とか「セキュリティ」という言葉は、よく読むと出てくるのでしょけれども、余り前面に出ていなくて、テクノロジーの方が中心なのかなと思うのですが、そのテクノロジーを使って何をするのかという部分を、もう少し強調した方が良いのではないか。

これは、御報告いただいたものを基に、教育委員会としてこれから具体的にどういう教育プログラムを作るかということを考えていくわけですから、その時には、次の段階というものを少し意識して、この報告書を役立てられるようにしていただいたらいいかなというふうに思っています。

【教育改革推進担当部長】 今御指摘いただいたような、次の時代の、更にここからどうなるのか、つまり、倫理感とかそういったものも、工業高校の子供を育成する大きな視点として、今後の議論の中に入れていきたいと思っております。

【遠藤委員】 今の宮崎委員の御指摘は、非常に重要なことなのですね。私も、先ほど、「ポストコロナ」という言葉を使いましたが、今のこの事態のときに日本経済で何が起きているのかということも、しっかり頭の中において、工業高校の役割というものを考えていかなければいけない。

“釈迦に説法”みたいになりますが、経済というのは、「ストック」と「フロー」の両方で成り立っているわけですね。

この「ストック」を作るのは何かというと、技術基盤や産業基盤ですが、これが壊れている。それが分からなかったのですよ。コロナになって、いろいろなものがいろいろなところに依存していると。

そして、何かを作ろうと思ったら作れない。したがって、「フロー」の稼ぎ方が出てこないというような経済現象が、今起きているわけです。

ですから、コロナが終わった後も、また同じ事態のようなことが起きたときに、日本経

済を壊さないようにするためにはどうするかということが、宮崎委員が言われたのも、正にそういうことだと思います。

その担い手としての工業高校の役割ということも、次の工業高校の具体化を進めていく中では、そうした議論も踏まえて考えていただきたいと思います。

【山口委員】 おそらく、宮崎委員がおっしゃったように、これが教育委員会に報告されてきたものを、いかに現場に落としていくかという、正にそこが重要だなと本当に思います。ここに書いてあることは、本当にすごく重要なことばかりなのですが、これを、子供たちにどう伝えていくかということが、すごく重要だと思います。

例えば、「ものづくり」といったとき、子供たちは何をイメージするでしょうか。多分、私の年齢でいう「ものづくり」と、今の子供たちが考える「ものづくり」というのは、多分、違うと思うのです。

「ものづくり」ということをイメージしたときに、ロボットだったり自動車だったりとか、これも非常に幅が広くて、工業高校で何をどこまで教えられて、そして、どこまでできるのかということも、余り過少な広告では駄目だと思うのですが、過大広告で、夢ばかりを語っても、「入ってみたら、意外と大したことがなかったな」でも困ります。

そこは、人材の問題もありますし、環境の問題もありますから、その辺りが、子供たちに、「ここに入ったら、具体的に何ができて、どういうふうなことに自分が関わっていけるのか」というようなことを、大人ではないので、中学校の生徒さんたちですので、そういう中学生たちが見たときに、夢が持てるとか、やってみたいなと思えるような、分かりやすさみたいなものが、おそらく、必要なかなというように思っています。

ですから、中学生にどう伝えるか。そして、中学校の先生方によく理解していただくというところを、是非尽力していただくようお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 中学校への展開ということがございましたが、とにかく、どうしても、都立工業高校が18校ございますが、学校の紹介が主になってしまうわけです。

つまり、その学校には何名いて、どういう学科があつてということではなくて、こういうことで、どういうジャンルのものがあつて、どういうことをやっているのか。

そして、そのジャンルのただ単に技能を学ぶのではなくて、そういった工業のルールを使いながら、課題を発見して、どうしたら世の中が幸せになれるのか。そういった視点で、工業ツールを使いながら、課題を発見し、解決していくんだということを、強く打ち出し

て、説明していきたいと思っています。

もちろん、「ここまでのレベルまではやりますよ。例えば、資格はここまで取りますよ」といったことも伝えていきますが、やはり、これから、工業、技術の世界で世の中を幸せにするための工業なんだということを、強く打ち出していきたいと思います。

【山口委員】 是非お願いします。先ほども出たのですが、今の子供たち、“デジタルネイティブ”というのですか、発想が全然違うと思うのです。ですから、彼ら、彼女たちが未来を作っていくので、是非、そこに若い人たちの発想も入れていただいて、専門家でも予測がつかない、子供たちの発想というのはすごく重要だと思うのです。

ですから、その辺りに是非アプローチできるようにお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 ある工業の経営者の方に話を聞く機会がありまして、ちょっと聞いたところ、今の技術者は高齢化が進んでいます、若い技術者に何を求めるのかというと、やはり、委員が今おっしゃったような、「若い方ならではの発想力ですとか創造力、あるいは、こういうところがまずいんじゃないかという課題を発見する力、それが非常に求められている」というふうに聞いております。

是非そういうことも主張しながら、いい人材を育てていきたいと思っています。

【秋山委員】 実際、この工業高校はこれから変革をしていくわけですが、現在、工業高校で働いている先生方は、今回のこの提言について、何か御意見とかお話があったら教えてください。

【教育改革推進担当部長】 今回の有識者会議の委員の方には、現場の先生方から、校長も含めて入っておりません。

ただ、校長の方は、オブザーバーとして会の方に参加しておりました。いろいろ話を聞いていく中で、校長先生の方からは、今までどうしても技能を教え込むということに重視していたけれども、そうではなくて、工業というのは、実は、身の回りは工業製品ばかりですし、より使い勝手を考えさせたり、そういう新しい授業展開をして、子供たちにそういうことを教えるのが大事なんだなということを、強く感じたという話は聞いています。

【秋山委員】 工業高校の先生方も一緒に、改革に取り組んでいただけないといけないので、よかったですと思います。ありがとうございます。

【北村委員】 委員の皆さんが言われたことに、非常に賛同するところですが、Society 5.0というのを看板に掲げていますが、結局、Society 5.0というのはどんな社会になるかが誰

も分からないで、勝手にラベルを貼っているわけですね。

もちろん、学校ですので、カリキュラムがあって、先ほど、入り口、出口の話がありました。出口の時点で、これだけの資質や能力を身に付けて出ていくことが期待されていますということを、明確化しなければいけないわけですが、同時に、学校で学ぶことというのは、数年たてば、もう使えなくなってしまうようなことが、今まで以上に起こってきます。そういう時代がSociety 5.0であるという意味では、余りかっちりしたものを作り込み過ぎても、今度は、子供たちの方が先に行っていて、先生方もついていけないような世界になっているという現状認識が必要ではないかと思うのです。

そういう意味で、この提言を拝見すると、例えば、1年生の段階では、余り学科の専門性にこだわらず、もう少し広く様々な学びをした上で、専門分野を決定して、そして、その後の2年間で、専門分野を身に付けつつ、その先、進学なのか、就職なのか、いずれにしても、その先も含めて、カリキュラムを考えると、本当に大変なことだと思いますが、そのぐらいの覚悟をもってやらないと、新しい教育にならないのではないかと思います。

これは私自身、前から、例えば学校の名前を変えとか、愛称を作るとかで、イメージを向上させるなどということが大事なのではないかと思っていたのですが、それもここに入っていますが、「校名変更も一つのイメージ戦略だが、変更には教育の実態を伴うべきだ」というふうに、強く、きちんと打ち出されていますし、やはり、中身に新しさが出てこなければいけないと思うのです。

正直、書かれていることは、もうそのとおりの内容ですが、これを、先ほど、山口委員も御指摘のとおり、中学生や中学校の先生たち、あるいは、保護者が見たときに、「ああ、工業高校は本当に変わったな」と、どのぐらい思ってもらえるかというのは、まだちょっと疑問が残るかなというところがありますので、かなり大胆に新しい学校になるんだという意識で、今の工業高校を少しグレードアップしていくぐらいのつもりでやるのでしたら余り意味がないのではないかと思いますので、大胆なことを是非考えていただきたいと、個人的には希望します。

【教育改革推進担当部長】 今日、皆さまからいただいた意見は、細かいことも、私どもの検討の方に力強く入れていきたいと考えております。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見がございませんようでしたら、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 「令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～」

【教育長】 次に、報告事項（2）「令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について」、指導部長から御説明をお願い申し上げます。

【指導部長】 小中学校などの義務教育諸学校における、来年度使用する教科書の採択方針につきまして、「東京都教科用図書選定審議会」に諮問し、答申を得ましたので、御報告いたします。

初めに、資料の3ページの図で、義務教育諸学校用教科書の採択の流れについて御説明いたします。

文部科学大臣による検定を経た教科書の採択に当たりましては、都教育委員会が設置する教科用図書選定審議会の意見を聞いて、業務を進めてまいります。

具体的には、このたびの採択方針をはじめ、調査研究資料や都立学校の教科書の採択について審議会に諮問し、答申をいただきます。

また、採択に先立ちまして、教科書の調査研究資料を作成する際には、公立学校の教員等に調査員を委嘱して、調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

審議会から答申をいただいた後、都教育委員会において、都立学校で使用する教科書について採択するほか、区市町村教育委員会や国立・私立学校の校長に対して、指導、助言、又は援助を行ってまいります。

次に、4ページで、教科書の検定・採択・使用開始のスケジュールについて御説明いたします。

各学校種とも、まず、文部科学省における検定があり、翌年度に各教育委員会等が調査研究及び採択を行い、さらに、その次の年度に学校で使用を開始する、という流れになっております。

採択替えを行う年度には、表の中に黒丸印を付けてございます。

続きまして、スケジュール表の右から4番目の列、今年度、令和2年度の業務について

でございます。

小学校につきましては、今年度から、新たな学習指導要領が実施されることから、昨年度、全ての教科の教科書について、新たに採択していただきました。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、4年間は同じ教科書を採択すると定められておりますことから、今年度も昨年度と同じ教科書を採択していただく必要がございます。

次に、中学校につきましては、来年度から新たな学習指導要領が実施されますことから、今年度、全ての教科の教科書について、新たに採択していただく必要がございます。

なお、特別支援学級と特別支援学校で使用する絵本などの一般図書につきましては、毎年度、採択替えを行うことができますが、この表では、調査研究を行う年度に黒丸印を付けております。今年度は、新学習指導要領も踏まえ、調査研究を行ってまいります。

次に、資料の下段を御覧ください。

昨年度の文部科学省における中学校用の教科書検定の結果、合計106点の教科書が合格し、冊数にすると145冊になるとの情報を得ております。

それでは、資料の1ページにお戻りいただきます。

本答申は、3月26日に開催しました第6回の定例会で御決定いただきました、審議会への諮問事項のうち、教科書の採択方針についての答申でございます。

4月16日に第1回東京都教科用図書選定審議会を、電子メールを使用して開催し、教科書の採択方針について御審議いただきました。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。

都教育委員会は、(1)から(4)にございますとおり、「採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適性かつ公平に行うこと」、「より専門的な調査研究を行うこと」、「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること」、「各採択地区の実情に応じて創意・工夫すること」の4点に留意して採択を行うとともに、区市町村教育委員会等、他の採択権者においても同様の考え方で採択するように、指導、助言又は援助を行うこととされております。

次に、「2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について」でございます。

(1)及び(2)は、小・中学校用の教科書の調査研究に当たり、学習指導要領の教科

の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究をすることとされております。

これに加え、（３）では、都立学校の調査研究につきまして、アの、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程については、中高一貫教育の特色や各学校の特色を考慮することが求められております。

さらに、イの、都立特別支援学校の小学部、中学部につきましては、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮することとされております。

また、（４）の特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書につきましても、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して調査研究することとされているほか、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項等についても、調査研究することとされております。

なお、このたびの採択方針に直接影響するものではございませんが、審議会の中では、今後、電子教材がより重要になってくると思われる、という御意見をいただきましたので、一言申し添えさせていただきます。

例えば、新しい小学校用教科書で多くの発行者が採用している二次元コードを、スマートフォンなどで読み取りますと、教科書の内容に関連した動画や音声等のデジタルコンテンツにつながります。

このようなデジタルコンテンツや、タブレット等の端末で使用する形式のデジタル教材などにつきましては、教科用図書、つまり、紙の教科書とは別の補助的な教材という扱いでございまして、文部科学省でも教科書検定の対象とはなっておらず、選定審議会の所掌事務にも含まれてはおりません。

また、紙の教科書にデジタルコンテンツのリンクを含めるかどうかや、どのような内容にするかなどにつきましては、各教科書発行者の責任で作成されるものでございます。

このようなデジタルコンテンツにつきましては、教員が子供たちを指導する際、紙の教科書と併せてどのように活用していくかなど、今後も引き続き、指導上の課題として取り組んでいくことになろうかと考えております。

なお、デジタルコンテンツへのリンクを教科書に掲載しているかなどにつきましては、今後、採択に向けた調査研究の過程において、各発行者が行っている構成上の工夫といった観点で調べていくこととなります。

最後に、今後の予定についてでございます。3ページの下段を御覧ください。

本日の報告の後、早速、調査研究に着手した上で資料にまとめ、今後開催される選定審議会に諮った上で、6月中旬から7月中旬までの教育委員会で御報告をさせていただきます。

それを踏まえて、採択は7月下旬に行っていただく予定でございます。

なお、今回の答申内容につきましては、他の採択権者への指導、助言又は援助として、区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長に通知いたしたいと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 今の説明で、デジタルコンテンツの評価を加えるというようなお話がありました。これまでも、デジタルコンテンツに関する評価はされていたのでしょうか。

【指導部長】 今回も、デジタルコンテンツについて評価を行うということではなくて、それが教科書に掲載されているかどうかという事実だけを調査研究の対象にする、ということなのです。

先ほど御説明させていただいたように、デジタルコンテンツは教科書ではなくて、飽くまでも補助的な教材ということで、教科書検定の対象にはなっていないので、調査研究の対象にもならないのです。

昨年度、小学校の教科書を採択していただくときも、委員の皆さまに教科書の見本をお配りした段階では、二次元コードが掲載されていても、コンテンツの中身がないという状態だったものもありました。飽くまで調査研究の対象とするのは、検定の対象になっている部分と、デジタルコンテンツにつながる二次元コードが掲載されているかどうかという事実、ということにさせていただきたいと思えます。

【北村委員】 今の点ですが、今度の教科書見本でも、結局、デジタルコンテンツにはアクセスできない形なのですか。

【指導部長】 我々もまだ、今度の中学校用の教科書見本が届いておらず、実際にアクセスしたわけではないので分かりませんが、昨年度の小学校用教科書見本のときは、既にインターネット上にコンテンツが載っているものもあれば、URLから飛んでみたら中身がないというものもありました。おそらく、今回の中学校用教科書を委員の皆さま方に届け

た段階では、やはり、そういうことが予想されると考えております。

【北村委員】 出版社としても、それが必ず、そのタイミングまでにインターネット上に載っていないといけないというわけではないと思うので、それを評価の際にどの程度のウエイトを置けるのかというのは、考えるべきであると思います。同時に、先ほどもコロナの話がありましたが、この新型コロナウイルスは、来年以降もしばらくはこういった状況が続く可能性もありますし、国としても、都としても、更にGIGAスクール構想を推進していく中で、デジタルコンテンツの重要性というのは、明らかにこれから高まっていくものだと思います。

ですので、やはり、調査研究の中で、可能な範囲でということにはなりますが、コンテンツが載っているものについては、少しコメントなどがあると、こちらもコンテンツの中身を見て、それをどういうふうに判断すべきか考えるときの参考にさせていただけると思います。インターネット上に載っている教科書と載っていない教科書が出てしまうので、当然、それだけで判断すべきではないと思うのですが、同時に、かなり優れたコンテンツがあるような教科書は、やはり、評価してもよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【指導部長】 調査研究の範囲をどこまで広げていくかということは、少し事務局で検討させていただきたいと思うのですが、教科書と違って、デジタルコンテンツは補助的な教材なので、昨年度載っているものと今年度載っているものが、バージョンアップされているというような状況は、往々にしてあります。先ほどの宮崎委員のお話や、今の北村委員のお話にあるように、この間、コロナということを想定して教科書を作ってきてなかったので、二次元コードがあるものでも、やはり、教員が授業で使用する段階で児童・生徒に指示して初めて、その教材の特性が生かされるような教材が、多分、今まで多いのです。

ただ、これから先は、教科書を、今のこのような状況の中で、自学自習的に使える教材として、位置付けも変わってくるかと思うので、どこまでの範囲で調査研究を行うかというのは、少し事務局で検討させていただきます。デジタルコンテンツは中身が変わり得るものだという事は、御承知おきいただきたいと思います。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 今の件についてですが、本当に悩ましいところだと思います。デジタルデータの方は、もうきりがないので、とても全部は無理で、リンク先から更にリンクしてと

か、いろいろあると思いますし、子供たちは、教える私たちの世代よりはずっと先を行っていますので、自在にそういうことは使いこなしてしまうと思いますから、改めて「教科書を教える」のではなくて、「教科書で教える」という表現がよく指摘されるのですが、この教科書をどう使って、どう教えていくのか、リンクしているデジタル情報をどのように子供たちに扱わせていくのかという、心構えの部分ですね、この辺が一つの鍵を握るのだろうというふうに思いますので、そういう意識で取り組んでいったらどうかなと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。ありがとうございました。

(3) 令和元年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成31年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 次に、報告事項(3)「令和元年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成31年度条件付採用教員の任用について」の説明を、人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 それでは、よろしくをお願いいたします。報告事項(3)について御説明いたします。

初めに、「1 令和元年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について」でございます。

まず、次のページの参考資料を使いまして、手続の概略の御説明をいたします。

この制度は、指導力の不足によりまして、児童・生徒を適切に指導できない教員に対しまして、指導力の改善、あるいは指導力の向上のために研修を行った上で、学校への復帰の可否を判断するというものでございます。

資料の上方に記載してございますが、都立学校又は区市町村教育委員会からの申請を受けまして、東京都教育委員会で、指導力不足等教員としての認定を行います。

その際、教員の指導力不足の程度に応じまして、二つのカテゴリーに分けてございます。

まず、「1」の「指導が不適切である教員」ですが、これは、学校において日常的に児童・生徒に指導を行わせることに支障がある教員でございます。

その右にございます、「2」の「指導に課題がある教員」ですが、これは、「1」の「指導が不適切である教員」ほどではなく、また、日常の授業に支障はないものの、指導方法等に課題がある教員でございます。

「1」の「指導が不適切である教員」につきましては、資料の中ほどの左側にありますが、「指導改善研修」を実施いたします。

具体的には、原則、教職員研修センターに週4日、所属校では週1日の研修を受講いたします。この研修は、教育公務員特例法第25条に基づく法定研修でございます。

そして、指導改善研修を受講した後ですが、外部委員を含む審査委員会での審議を経まして、その後の処置を決定していくこととしております。

まず、①ですが、指導力が改善して、認定を解除できるということになれば、学校に復帰となります。

次に、②ですが、一部に課題が残る場合には、指導に課題がある教員として認定し、翌年度、指導向上研修を受講させ、③ですが、改善が十分に図られない場合は研修期間を延長する。すなわち、指導改善研修を継続するということとなります。

そして、④ですが、改善が見られず、指導が不適切である教員と認定された場合には、自主退職又は転職選考受験ということとなります。この場合、都の行政職の試験を受けて合格すれば、事務職として任用し、不合格になれば、自主退職又は分限免職となります。

次に、「2」の「指導に課題がある教員」につきましては、資料中ほどの右側にありますが、「指導向上研修」を実施いたします。

具体的には、所属校で週4日は通常の職務を行いながら、教職員研修センターで週1日、研修を受講させます。こちらの研修は、都独自の研修でございます。

そして、指導向上研修を受講した場合の最後の判定におきまして、「①改善あり」ということであれば、学校に復帰し、「②改善なし」ということであれば、再度、指導向上研修を受講するか、または、先ほど御説明した指導改善研修を受講することとなります。

それでは、資料の1ページの方にお戻りいただきまして、「認定等の状況」の表の右端の、太線括弧の「令和元年度」の部分を御覧ください。

令和元年度に、「A」の「指導が不適切である教員」に認定した者が1名で、また、「B」の「指導に課題がある教員」に認定した者は2名でございました。3人とも小学校の教員でございます。

この合計3名につきまして、表の「エ」の欄に記載しておりますが、「指導の改善の程度に関する認定等」を行いました。

その結果であります、「A」の「指導が不適切である教員」1名につきましては、「指導が不適切である」と、再度認定いたしました。認定後に自主退職いたしました。

「B」の「指導に課題がある教員」2名ですが、2名とも、1年間の指導向上研修を受講の結果、課題の改善が認められたため、「指導に課題がある教員」としての認定を解除し、今年度、学校に復帰することとしました。

今後とも制度の適切な運用に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料の3ページでございます。「2 平成31年度条件付採用教員の任用について」御説明させていただきます。

地方公務員の条件付採用期間ですが、地方公務員法の定めにより、6か月とされております。

表の下の【参考】に記載してございますが、養護教諭と実習助手については、地方公務員法の原則どおり6月でございますが、教員につきましては、教育公務員特例法の規定による、条件付採用期間は1年でございます。

そして、正式採用の可否の判定に当たりましては、条件付採用期間の勤務成績について評価を行い、判定しております。

表の太枠で囲まれた部分が平成31年度でございますが、条件付採用教員数は3,618名で、正式採用者数は3,485名でございます。差し引きの133名が正式採用とならなかった者でございます。その内訳が（ア）から（ウ）に記載してございます。

まず、（ア）の年度途中の自主退職者等でございますが、118名でございます。自主退職に至る事情ですが、表に記載してございませませんが、転職や進学などの進路変更が51名、病気が48名、介護などの事情が16名となっております。

また、（イ）の懲戒免職者は1名でございます。

（ウ）の正式採用「否」の者でございますが、これは、特別評価を実施して、採用不可となった者のことでございますが、14名でございます。

このうち13名は自主退職いたしました。1名については自主退職の意思を示されず、職を免じることといたしました。

正式採用とならなかった者の割合でございますが、3.7%でございます。近年、上昇傾

向がある中で、昨年度よりも更に高い数字となっております。

この要因でございますが、平成31年度の採用者数が、大幅に増加するとともに、採用倍率が低下しているといったことを背景といたしまして、教職を実際に経験した上で、改めて進路を考えて、退職する者が増えたというふうを考えております。

今後も引き続き、優秀な教員の採用に尽力していくとともに、採用制度の運用を適切に実施していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 これだけ多くの教員がいる中で、指導力不足の教員は、本来はゼロであることが望ましいわけですが、1名と2名ということで、非常に少ない数には抑えられているのではないかという感じがしますが、この指導力不足というのが何を指すのかを、どういったところが指導力不足であったのか、を教えてくださいたいと思います。

同じようなことで、条件付採用の方で正式採用が否となった方々について、数は限られていますが、どういう理由で否となったのかということをお教えいただけますか。

【人事部長】 指導力不足でございますが、専門的知識や技術の不足によって、学習指導が不適切であったり、また、児童の心を理解できず、学級経営や生活指導が不適切であったりというように、例示してございまして、実際、今回の3名の方ではありますが、この研修を受けるに当たっての課題とされていたことを、少し御紹介いたします。

専門的知識や技術の不足という点でいいますと、1単位時間の中で計画した学習計画を全て終えることができなくて、途中で終わってしまうですとか、児童と目を合わせて話をするのがほとんどないですとか、そういったような教員でございました。

もう一つの条件付採用教員の方で、正式採用が不可となった者でございますが、そちらの方につきましても、学習指導力が低いですとか、そういったことも主な要因でございます。御紹介いたしますと、生徒から聞くと、余計分からなくなるという、そういう学習指導力が低いですとか、授業準備が間に合わずに授業開始が遅れたり、時間内で授業が終わらないですとか、定期考査の作問が幾度も期日に間に合わず、周りの教員がフォローしているとか、そのような事例でございます。

【北村委員】 以前から、都としても、いろいろ研修の機会を設けたりとかいう中で、指

導力の向上に努めているところですが、同時に、学校の中でも、先生方の教え合いや支え合いということも非常に大事だと思います。例えば、働き方改革がもっと進めば、そういう同僚性を高めたりすることもできるようになったりということもあると思います。

ですので、どうしてもパーソナルに、その人の特性として、教師に不向きであったという場合は、ある意味、仕方がないのかなと思うのですが、できるだけカバーできるところは、今後是非サポートしていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【人事部長】 委員のおっしゃるとおりでして、教員の指導力の向上のためには、現場でもOJTがかなり重要だと思っています。

現場の中で、まだ経験が浅い教員に対して、指導力の高い人からいろいろ指導するとか、指導力を向上させるための努力を、OJTの中でもやっています。そちらが基本だと思っておりますので、そちらの方もやっていきたいと思っています。

【宮崎委員】 今のお話で、条件付でやってみたらなかなか向かなくて、難しかったというのは、よく分かるのですが、3名の方は、やはり、途中で問題が生じたということになるわけですか。

【人事部長】 はい。

【宮崎委員】 そこで伺いたかったのは、まさに指導力の中身ですが、どんどんIT化が進んだり、かつては、アナログの世界では非常に指導力があつたけれども、ハイテクを使った、ハイテクという言葉も古いですが、そういうものを使ったためにできなくなったとかということだと、本当にお気の毒ですから、そういう研修も必要だと思いますし、この辺の理由というのは、年代とか教えていただけますか。

【人事部長】 指導力不足の3人ですが、「A」の1人については、30代の男性でありまして、採用が平成24年でございますので、7～8年ぐらいの方ですね。

「B」のお二人でございますが、二人とも50代の男性でありまして、採用が平成20年度、19年度ということですので、10年ちょっとぐらいの方々であります。

先ほどもちょっと御紹介しましたが、基本的な専門家な知識、技術の指導方法が足りないということがベースではありますが、今回、改善が見られた教員の中には、ICT機器の効果的な使い方というのも、少し課題があつたけれども、それは、研修の成果で、効果的に活用できるようになって、子供も理解するようになったということもございます。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(4) ICTを活用したオンライン教育の推進について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(4)「ICTを活用したオンライン教育の推進について」、企画調整担当部長からお願いを申し上げます。

【企画調整担当部長】 それでは、報告事項(4)「ICTを活用したオンライン教育の推進について」御説明をさせていただきます。

まず、「1 現在の状況」です。

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が続いている状況がございます。このような中で、国は、令和2年度補正予算におきまして、「ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現する」といたしまして、「GIGAスクール構想」の前倒しの予算を計上したところでございます。

東京都は、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」により、ICT環境の整備を進めることとしてきておりますが、今般、この動きをより加速化し、都内公立学校のオンライン教育の推進を図る必要があると認識しております。

その加速化の具体的な内容になります。「2」のところが、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の加速化です。

まず、都立学校におきましては、早急にICTの活用を進めるため、まず、生徒が所有するICT機器を活用し、クラウドサービスによる学習環境を整備してまいります。

このクラウドサービスですが、児童・生徒の自宅における学習状況や、校内の小テスト結果等を、インターネットを介し、一元管理、共有することができるサービスでございます。

今年度、こうした学習支援のクラウドサービスを、全都立学校へ導入してまいります。

また、全都立学校のICT支援員の配置を、今年度中に前倒して行います。

また、校内無線LAN環境の整備。また、オンライン教育のためのWebカメラ等の整備も、併せて進めてまいります。

小中学校の方でございます。

こちらは、「GIGAスクール構想」の加速化を進めてまいります。

令和2年度中に、全ての区市町村立教育委員会における整備が可能となるよう、東京都として支援をしております。

具体的な支援の内容ですが、通信基盤、こちらは校内無線LAN環境の整備になりますが、こちらの支援を前倒しいたします。当初、令和4年度までとしていたものを、今年度中にできるように進めてまいります。

端末の導入支援員の配置、また、学習支援クラウドサービスの利用の支援。こちらは、導入経費又は支援員の配置に対する支援を行ってまいります。

Webカメラ等の整備も、併せて進めてまいります。

「3 臨時休業中のオンライン教育に関する支援」です。

こちらは、現在、家庭での学習環境を整える対策として実施を開始したものでございます。

先生といたしましては、家庭で端末や通信環境が整備されている場合には、そちらをまず御活用いただき、環境を整備してまいります。

ただし、家庭にこうした使用できる端末や通信環境が整備されていない児童・生徒に対して、端末、モバイル・ルーター等の貸出しを行ってまいります。

このモバイル・ルーターにつきましては、通信費を含めております。また、端末は、学校にある端末を児童・生徒への貸出し用に設定変更するなどして、貸出しを進めてまいります。

学習内容につきましては、現在、民間企業等で無償のものがかなり成長しておりますので、そうしたものを導入していただく。また、先生が作成している課題ですとか動画配信等を利用しながら、学習を進めていただくよう、決めていただいております。

また、教員研修といたしましては、研修動画の作成をし、こちらをeラーニング等で先生方に見ていただきながら、多くの先生にこうしたオンラインに取り組める体制を整えていきたいと思っております。

資料の2枚目を御覧いただけますでしょうか。

「参考資料」としてお付けしているものですが、こちらは、オンライン教育についてまとめたものになります。

オンライン教育といいましても、なかなか皆さん、イメージするものが様々であるため、

当方で整理させていただきました。

オンライン教育とは、インターネットに接続し、オンライン教材、クラウド上の学習アプリですとか、教員や民間事業者等が作成したテキスト、動画等になりますが、こういったものを活用した学習、また、同時双方向のオンライン指導などの教育を行うことと整理いたしました。

このオンライン教育の形としては、下にあります五つのような型に分類されるのかと考えております。

下の方の緑の部分につきましては、比較的取組が簡易なもの、上に行くに従って、ちょっと取組のハードルが上がるのかなと考えております。

まず、一番下にあります「⑤外部サービス活用型」ですが、こちらは、既に民間事業者などが提供する教材を、児童・生徒が利用するもので、民間が作っておりますので、比較的簡易に取り組むことができます。

次に、「④課題配信型」になりますが、こちらは、先生が課題を作成し、児童・生徒に配信する。クラウドサービスなどのところに課題を配信して、それを、児童・生徒が引っ張って、見るということになります。

「③動画配信型」のところは、教員が動画を作成して、児童・生徒に配信して、それを、児童・生徒が見るというものになりますので、やや、今までにない取組で、少しハードルが上がってくる部分になります。

ここまでが、「異時・一方向」性の部分になります。

そして、①と②のところは、「同時・双方向」性という部分になります。

こちらは形が二つあると思っていまして、まずは、「②オンライン個別指導型」です。

これは、教員が児童・生徒と1対1で、同時に双方向でやり取りする形になります。オンラインでの個別面談ですとか、学習指導といった形になっています。

あと、「①オンライン授業型」は、教員と児童・生徒の集団で、同時に双方向性で授業をする。ライブで配信するようなイメージになっております。

こちらにつきましては、実際、ホームルームですとか授業とかいったところで、こういった形がとれるものと思っております。

文部科学省の方では、この「教育の情報化に関する手引」におきまして、「距離に関わりなく、相互に情報の発信・受信のやり取りができるICTを活用した教育」を、遠隔教

育と呼び、推進しているところでございます。

ただ、一方では、教育課程に位置付けた授業とするためには、受信者側にも教員がいることを必要としておりまして、上記のような①から⑤のオンライン授業については、正規の授業として認めていません。

ただ、今般、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策の中では、受信者側に教員が不在の場合でも、正式な授業として認められるようにするという記載があります。

また、今回の臨時休業に伴い、登校できない児童・生徒の家庭学習を、学校における学習評価に反映できるとする通知も、発出されているところでございます。

ただ、ちょっとこれに関して、具体的な基準ですとか、取扱い等の方法が、まだ示されていないという状況でございます。

そのため、東京都といたしましては、このオンライン教育を推進するために、文部科学省に対して、①オンライン教育を正規の授業として認めること、②オンラインで実施した家庭学習を学校における学習評価へ反映すること。

これらに関して、基準等を早急に具体化するよう要望を進め、オンライン教育を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたら、お願いを申し上げます。

【北村委員】 これは、本当に急いで進めなければいけない大きな課題だと思いますが、2点あるのですが、1点目が、端末やルーターの貸出しです。

個人的な話になりますが、私の娘が今、中学1年生で区部の方に住んでいまして、学校からメールで調査が来まして、「どのくらいの御家庭に端末がありますか」ということで、200人ぐらい1学年いて、30人以上が「持ってない」という回答だったのですね。

必ずしもそれほど社会経済的に厳しいような地区ではないような場所ですが、それでも、2割にいかないにしても、1割以上の子供たちが、御家庭に十分な端末がないという中で、かなり厳しい区市町村があるのではないかと想像できますので、これは、区市町村だけでは賄いきれない部分があつて、都としても支援が必要な部分であるとか、国にももっと支援していただくような部分があると思います。

かなり厳しいところがあると思いますので、この辺りについて、是非、更にきちんと担

保していただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、この状況ですので、是非、オンライン授業について要望することは非常に大事だと思いますし、していただきたいなと思います。また、同時に、今、一部、動画配信型もやっているところが出てまいりましたが、多くが④⑤で、課題配信型、外部サービスを使いましょうというところで、また、東京都教育委員会も、「オンライン上で学習教材がありますから」ということで、学校からもそういう案内が来まして、「子供たちはそれで勉強するように」ということなのですが、どちらかという、そのリストが送られてきて、子供に「頑張って自分たちでやりなさい」とか、「保護者も頑張ってそれをサポートしてね」という形なのですね。

これはもう仕方がないと思うのですが、先生方も、これをどういうふうに使えばいいのか分からないで、「とにかく情報を皆さんに出しますから」ということで、学校としても、先生方としても、情報は一生懸命出してくださっていますが、受け手である家庭の側にも、なかなかキャパシティがなかったりする中で、ちょっと一方的にいろいろな情報が、学校から御家庭に配信されていると思うのですが、きちんとそれを活用する、その活用の仕方が分からない子供がかなりを占めているのではないかと。あるいは、活用の仕方が分からない御家庭がかなりを占めているのではないかと思います。

ですので、もしこの状況がしばらく続くようでしたら、これは、早急に学校として、先生方に御対応いただく必要があるところだと思いますし、かといって、それを学校にお願いしても、なかなか難しいですので、東京都の方からも、いろいろな形でアドバイスとか、模擬カリキュラムといったら変かもしれないですが、モデルとなるような、「こういう教材をこういうふうに組み合わせ、それを、こういうふうな説明で家庭に伝えると、子供や御家庭が、ある程度自分たちで使い方が分かるようになる」というような、モデルのようなものを示すとか、が良いのではないかと思います。

なかなかいろいろなことに対応しなければいけないのですが、是非、いろいろな形で早急に御対応いただきたいということをお願いいたします。

【企画調整担当部長】 端末、モバイル・ルーターの貸出しの件ですが、やはり、今も調査をとりながら、区市町村から申請を受け付けているところになりまして、通信機の支援のところは、かなり多く出てくるのかなという想定でございます。

そこは、適切に対応できるように、東京都としても支援をしてまいりますし、通信費の

ところは、都独自でやっている部分ではありますので、国の方に対しても、必要な要望をしながら、きちんと必要な子に行き渡るように支援を進めてまいります。

あと、授業のところで、先生方も今すごく迷いながら、でも何かしなくてはいけないというところで、進めていただいている状況なのかと思います。

現在、こののこのところに関しては、先生方になるべく取り組みやすい形で、しっかりやっていただけるように、eラーニングでできる研修の動画などを、今作成を進めていて、早急に見ていただけるように配信していきたいというふうに考えています。

その中に、やはり、コンテンツの使い方ですとか、例えば、先ほどのオンライン教育の段階によっても、組合せでいろいろなことができると思いますので、そういった具体例というものも含めて、先生方に分かりやすく伝えて、取り組んでいただけるようにしていきたいというふうに考えております。

【北村委員】 お願いします。

【教育長】 補足ですが、3月の臨時休業のときは、どちらかというと、大体、教育課程が終わって、最後というところでしたので、自習的なものが中心でもよかったのかもしれませんが、今度は新学期が始まり、新しい教科書でとなるので、今、暫定で、御家庭で取り組めるような学習コンテンツの御紹介でスタートしているところです。

機器整備ができていけば、教員にも研修しながら、今度は、授業としての評価や学習評価ができるような課題の出し方にし、文部科学省にも当然、平行して要望していくような形になりますが、そういった形で、早急に対応していきたいと思います。

【宮崎委員】 ある意味で、未来社会の先取りを始めているというようなところもあると思うのですが、では、「学校というのは何のためにあるのか」という部分も、忘れてはいけないと思います。

③④⑤のような、オンデマンドの形というのは、いつでも、好きなときにダウンロードして、ちゃんとやってくればやってくれるということになるのでしょうか。そうすると、例えば、学習習慣を維持するということができるのかどうか。

時間割に書いてある曜日や時限にきちんと、そこに書いてある科目を勉強するというような形で進行することができるのかどうかというのが、オンラインの①②だとそれはできると思うのですが、一つ問題だと思います。

あと、人間が肉体を持った社会的動物である以上、社会性や協調性を学んだり、あるい

は、今「社会的距離」という言い方がありますが、人間としての距離感、友達との関係性とか、そうでない目上の人とか、先輩、後輩とか、そういう関係性を築いていく練習の場にも、学校はなっているわけですね。

そういうことが、ネットをつないだだけではなかなかできないので、それをどう代替していくのかというのは、かなり早く考えていかなければいけない課題だと思うのですね。

それでは、「じゃ、週に一回、三密を防いで、少人数で集まろうか」というと、それだけではうまくいかないでしょうし、その点について、このオンラインを通じてもできるかどうかとか。

単に、教科の内容を勉強するというだけではない部分が、学校に求められていると思いますので、それを考えていかなければならない。大変、大きな課題だと思うのですが、その点について、私は今非常に考えております。

それともう一点は、今はパソコンやタブレットがなくても、スマホで十分、ネットに接続することが結構できるんですね。

ただ、そこで問題になるので、“ギガ死”という言葉が最近覚えたのですが、通信量が限界になってしまうと、それ以上受けられなくなってしまいうそうです。

そうすると、そのギガをまた買い足さなければいけないというようなことがあるそうなので、これは、その辺の補助というのは手厚くしてあげないと、せっかくシステムがあっても受けられないということになりますので、そういうことも必要なと思いました。

【企画調整担当部長】 学校に行けない状況の中で、家庭で学習を進めていただくために、こういう環境を整えていくということが必要だと思っております。

ただ、それだけではないというところは、十分認識しておりまして、オンライン学習のほかに、どういったことをやっていくと、子供たちに、友達との関係性とか先生との関係性が保っていけるのかといったところも、併せて考えていく必要があるかなということも、考えているところでございます。

あと、通信費に関してですが、この支援はなかなか難しいところですが、今回は、一応5,000円ということで、上限を設けております。

国の方が、携帯会社に要望しているのが、50ギガバイトまで、15歳以下であれば、一斉に無料で提供するというところを基準にしておりまして、飽くまでも、学習に使っていただけるという中で、そうした金額の設定をさせていただいているところでございます。

どこまでをとというのは、なかなか線引きが難しいところなので、無制限にみることは、なかなか難しいのかなと考えておりますが、学習に十分使っていただけるよう、支援をしていきたいと思っております。

【宮崎委員】 これまでの教育の範囲を超えたことを考えなければいけないというのが、とても御苦労だと思うのですが、よろしく申し上げます。

【秋山委員】 保護者が今、大変心配されています。それで、オンライン教育になったときに、それがどんな学習の保証ができていくかということ、早く知りたいのではないかと思いますので、そこも併せてお伝えしていただければと思います。

【遠藤委員】 休業期間中に、どう授業をやっていくかということは、正に将来の授業の在り方の先取りですよ。

オンライン教育、教育のIT化というのは、これは理想ですが、“光と影”という部分があるのでよね。いいところ取りといいますか、「こういういいことがある」ということは、もう分かっていることであって、逆に、これを進めていったときにどういう問題があるのか。影の部分は何か。これをしっかり認識してください。

産業社会でもICT化を推進する中でもって、いろいろな“光と影”が出てきています。特に影の部分においては、それは「格差の問題」だとか、いろいろ出ています。

これが、教育の世界で出てきたら、宮崎委員が御指摘になったように、人間としてのつながりということが欠けていってしまう。さらに、AIで全部事が足りるのかという話にもなったら、これは、社会が崩壊するということになると思います。

いい機会ですので、これを、トライアルとしてやっていく中で、影の部分として、秋山委員も言われたように、家庭における情報リテラシーの格差はものすごいです。リテラシーの高い保護者と低い保護者がおります。

北村委員から、30人がパソコンがないというお話がありましたが、その子供たちをほっておいてもいいのかという話になってくるんですよ。

ですから、これは、あるべき姿として推進していかなければいけないけれども、その過程の中で、問題点というのを、当然、しっかり把握して、それをどう改善していくかということも、同時平行的にやる必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

【山口委員】 このICTに関しては、以前から、活用ということで検討してきたわけですが、ある意味、活用せざるを得ない状況になってしまいました。そういう意味では、一

気に、ここで推進させることができるというのは、今回、いろいろな事態になっていますが、一つの副産物として活用を進めて、いろいろな課題が出てくるとは思うんですが、もうやるしかないということだと思います。

ただ、やはり、教員の研修といったところを充実させていただきたいと思います。eラーニング等がありますが、子供と一緒に、eラーニングで分かるところと分からないところがありますし、また、年代もありますし、得意、不得意もありますので、得意な教員はどんどん行くでしょうけれども、取り残されてしまう教員もいるかなというふうに思いますので、その辺り、教員同士の助け合いだったり、コミュニケーションというものを、是非お願いしたいということが1点です。

それから、宮崎委員が御指摘の学校の持っている部分は重要だと思うのですが、ただ、一方で、もしかしたら、1対30でやっていたときの授業よりは、オンラインの方が耳に入ってくるのか、もしかしたら、集中できたというような子供も、今の時代なので、意外といる可能性もちょっとあるのかなというふうに思います。

ですので、「駄目だ」「駄目だ」を言っても仕方がないので、そういったオンラインでやったことによって、良かったことも是非、拾い上げていただいて、今後、必ず活用していかなければいけないことだと思います。是非よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 5月14日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 それでは、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、5月の第2木曜日となります、5月14日、午前10時より、教育委員会室において開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、5月14日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

日程以外の発言

【教育長】 日程、そのほか、何かございませんでしょうか。

【北村委員】 今回は5月14日ということでもいいと思うのですが、一応、5月6日までが今の休校措置の期限になっています。また、臨時で開かなければいけないようなことも必要かと思しますので、そのときはよろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

【宮崎委員】 法律で、集まって話し合うというふうには決まっているとは思いますが、これだけICT時代ですので、例えば、会議そのものをWebで行うとか、事前打合せをWebで行うとか、そういうことも含めて、会議の在り方についても、ICT時代にふさわしい形というのを、少し検討していただけるといいかと思えます。よろしく願いします。

【教育長】 このICTの関係は、事務局から何かコメントはありますか。

【教育政策課長】 今、御指摘いただいたとおり、教育委員会の開催方法については、法律等でこういう形での開催が定められておりますが、今、全国で臨時会を開かなければいけない状態が続いていますので、国の方にもいろいろ意見が上がっているようでございます。今後、もしかすると、Webでの会議についてもできるようになるという可能性もあるかと思えます。

その場合は、東京都については速やかに対応できるように準備をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。ありがとうございました。

閉会

【教育長】 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。ありがと

うございました。

(午前11時30分)